

岐阜県介護現場革新会議設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層難しくなる一方で、高齢化に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護現場においては、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上が必要であり、これらに関する県が行う事業の方向性及び実施について総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、岐阜県介護現場革新会議（以下「革新会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 革新会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護現場の生産性向上に資する取組の推進に関すること。
- (2) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 革新会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 革新会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、構成員の互選によって定め、副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、革新会議を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 革新会議は、健康福祉部高齢福祉課長（以下「高齢福祉課長」という。）が招集する。

- 2 高齢福祉課長は、必要に応じて、革新会議に構成員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 構成員の任期は、就任日の属する年度の翌々年度末とする。ただし、再任を妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 革新会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、革新会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別表（第3条関係）

構成員
一般社団法人岐阜県医師会代表
一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会代表
学識経験者
岐阜県デイサービスセンター協議会代表
岐阜県老人保健施設協会代表
岐阜県よろず支援拠点代表
岐阜労働局代表
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会代表
社会福祉法人岐阜県福祉事業団代表
特定非営利活動法人岐阜県居宅介護支援事業協議会代表
特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会代表
特定非営利活動法人岐阜県訪問介護協会代表
岐阜県介護生産性向上総合相談センター運営事業委託業務受託者